

工事着工前

- 富士見町省エネリフォーム事業計画書【様式第1号】
 - 位置図
 - 工事見積書の写し
 - 住民票の写し
 - 申請手続きを代理人（施工業者等）に委任する場合は、委任状
 - 使用する材料の性能を証する仕様書又はカタログ等の写し
 - 施工箇所が分かる図面
 - 建築物の登記事項証明書の写し（閲覧承諾書に替えることができます）
 - 納税証明書（閲覧承諾書に替えることができます）
 - 建築物の外観写真、工事予定箇所の写真（住宅用防災機器が住宅に既設場合は、その写真を含む）
 - 施工事業者が町内事業者であることを証する書類
 - 環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB版に限る）の診断結果
- その他町長が必要と認める書類

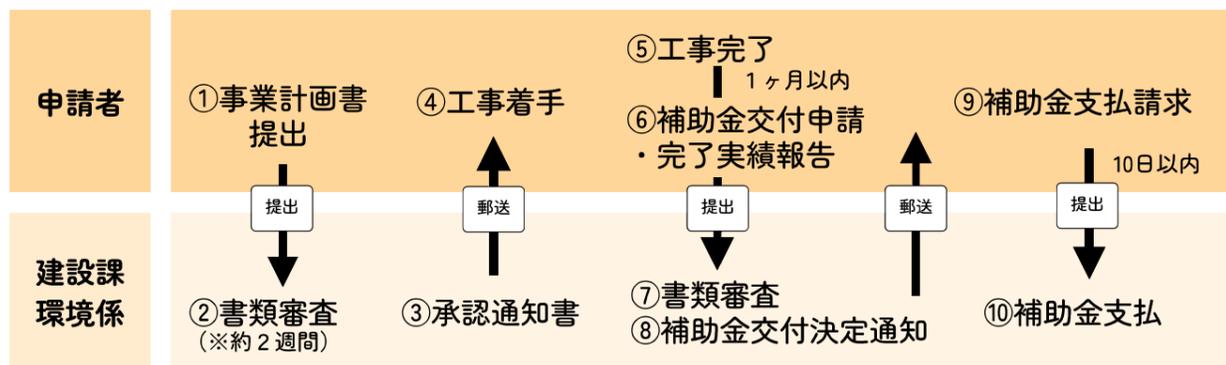
工事完了後（1か月以内）

- 補助金交付申請書・完了実績報告書【様式第6号】
- 領収書等の写し
- 使用した材料の性能を証する納品書等の写し
- 施工箇所ごとの施工中及び完了時の写真（断熱材の設置工事の場合、断熱材を実測している写真）
- 住宅用防災機器が住宅に設置されていることがわかる写真（事業計画書に添付した場合は除く）

補助金交付決定後（10日以内）

- 補助金支払い請求書【様式第8号】（振込先の名義人は申請者自身です）

申請手続きの流れ



※次の場合は事業計画変更書の提出が必要です

- 補助対象経費の20%を超える額を変更しようとするとき
- 施工箇所または施工方法に変更があるとき
- 事業がやむを得ない理由により予定の期間内に完了しないとき

富士見町省エネリフォーム事業 補助金



事前にご相談ください

町内業者が施工する省エネリフォーム工事に対して費用の一部を補助します

- 【対象者】**
 - ・富士見町に住民登録がある方
 - ・移住者、定住者
- 【補助対象建築物】**
 - ・建築基準法及び他の関係法令に違反のない**個人住宅、併用集合住宅の住宅部分及び集合住宅の自己占有部分**
 - ・町内にある自己所有の上記建築物であること
- 【補助金額】**
 - ・補助対象建築物の省エネリフォーム工事に要した補助対象経費の1/2 《上限10万円》
- 【補助金の加算】**
 - ・移住者、定住者 5万円
 - ・居住誘導区域内 3万円
 - ・消防団員等 3万円
- 【その他】**
 - ・同一申請者に対して1回限り

申請書はこちらからダウンロードできます



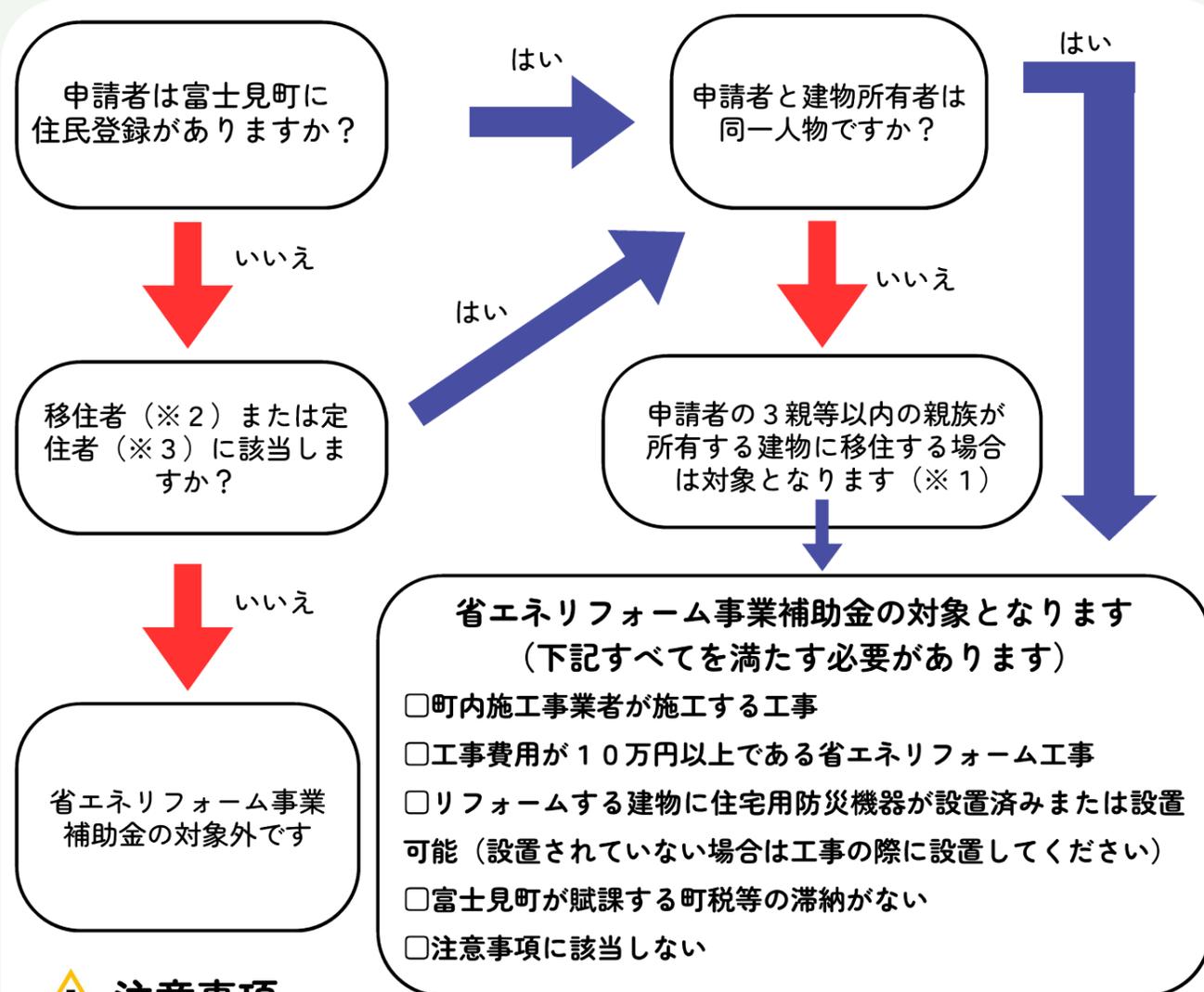
富士見町役場建設課環境係

〒399-0292長野県諏訪郡富士見町落合10777

✉ kensetsu@town.fujimi.lg.jp ☎ 0266-62-9114



申請前に必ず確認してください



⚠ 注意事項

以下に該当する場合は**対象外**となります

- ・既に開始している工事または終了している工事
- ・当該補助対象経費が国、県及び町の他の制度による補助金の交付を受けている場合
- ・過去に富士見町住宅リフォーム事業補助金・富士見町省エネ住宅リフォーム事業補助金の交付を受けたことがある場合

📍 移住者・定住者の定義

- ※1 自身の3親等以内に加え、配偶者の3親等以内も含まれます
- ※2 ①リフォーム工事完了後1ヶ月以内にリフォームした建物の所在地を住所として転入しようとする方
②リフォームする建物の所在地を住所として転入し、事業計画書を提出する時点において転入から2年を経過しない方
- ※3 ①リフォーム工事完了後1ヶ月以内にリフォームした建物の所在地を住所として転居しようとする方
ただし、転入から3年を経過しない方
②転入から3年以内にリフォームする建物の所在地を住所として転居し、事業計画書を提出する時点において転居から2年を経過しない方

申請前に必ず確認してください

対象工事	交付の要件
窓の交換、内窓の新設	熱貫流率が2.33以下のものを使用すること
ドアの交換	
断熱材の設置	熱伝導率が0.041以下の断熱材を使用すること。 ただし、吹付け、吹込み断熱工事は対象外とする
遮熱塗装	近赤外線領域における日射反射率が50%以上の塗料で塗装すること(戸建て住宅に限る)
節湯水栓の設置	節湯マーク(A,B,Cいずれか)または節湯種類記号(A1,B1,C1いずれか)の記載があるものを設置すること
節水型トイレの設置	洗浄水量が6リットル以下の製品(一般社団法人レストルーム工業会基準適合)を設置すること
LEDの設置	既存の蛍光灯や白熱灯をLED照明器具またはLED電球へ交換すること
高断熱浴槽の設置	JIS A5532に規定する性能を満たし、4時間放置した際の湯温低下が2.5℃以内である製品を設置すること
高効率給湯器の設置	国の補助事業の性能要件を満たし、ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、ハイブリッド給湯器、潜熱回収型ガス給湯器(エコフィール)のいずれかを設置すること
高効率エアコンの設置	省エネ基準達成率が100%以上であり、かつ統一省エネラベルの多段階評価点が星3つ以上である製品を設置すること

補助金額

- 1 補助対象経費の1/2(1,000円未満の端数切捨) 限度額 10万円
- 2 補助金の加算
上記1で算出した額と加算額との合計額は補助対象経費の1/2が限度(1,000円未満の端数切捨)
①移住者・定住者: 5万円 ②居住誘導区域内: 3万円
③消防団員等: 3万円
申請者または同居する3親等以内の方で、消防団勤務5年以上及び退団後3年以内の方がいる場合
- 3 工事全体のうち、交付の要件を満たす対象工事のみを補助対象経費とします
- 4 複数の対象工事を実施する場合、対象工事の合計額を補助対象経費とします